

技術講習制度実施規則

(目的)

第 1 条 この規則は、講習等規程（1 3 規程第 3 7 号。以下「規程」という。）第 3 条の規定に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）が行う同規程第 2 条第 2 号に定める技術講習制度の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 試験研究機関等 規程第 2 条第 1 号に規定する試験研究機関等をいう。

二 講習生 技術講習制度により受け入れる次に掲げる者をいう。

ア 試験研究機関等に所属する職員

イ 農業者

ウ 食品産業又は農機具の改良に関する研究若しくは業務に従事し、又は従事しようとする者

三 受講申請者 技術講習の受講を申請しようとする者（その者が試験研究機関等に所属する職員である場合にあっては当該試験研究機関等の長又はその者がその他の法人に所属する職員にあっては当該その他の法人の代表者）をいう。

四 所等 組織規程（1 3 規程第 2 号）第 4 条に規定する本部及び同規程第 4 2 5 条第 1 項に規定する研究所等をいう。

(受入れ機関)

第 3 条 講習生の受入れは、所等（本部にあっては、総合企画調整部に限る。以下同じ。）において行うものとする。

(受講の資格)

第 4 条 講習生は、高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者であつて、農研機構の所掌する試験研究等に関連する研究又は業務に従事し、若しくは従事しようとする者とする。

(受講期間)

第 5 条 技術講習の受入れ期間は、原則として、1 年以内とする。

(申請)

第 6 条 受講申請者は、技術講習の受講を申請するときは、原則として、当該受講を開始

しようとする日の1カ月前までに、次に掲げる書類を受講を希望する所等の長（本部にあっては、総合企画調整部長。以下同じ。）に提出しなければならない。

一 受講申請書（別記様式1（外国からの申請にあっては、同様の内容を英文化したもので可。））

二 履歴書（別記様式2（外国からの申請にあっては、同様の内容を英文化したもので可。））

三 その他所等の長が必要と定める書類

2 受講申請者は、受入れ期間を延長しようとする場合には、原則として、延長を開始しようとする日の1カ月前までに、改めて前項第1号の受講申請書を受講先の所等の長に提出しなければならない。

（承認等）

第7条 所等の長は、前条各項の規定により申請があった場合には、遅滞なく、講習生の受入れについて承認するかどうかを決定し、受講申請者にその旨を通知しなければならない。

2 所等の長は、前項の規定により講習生の受入れを決定したときは、研究領域長等の中から、当該技術講習に係る講習担当者を指名するものとする。

（講習内容）

第8条 技術講習の内容は、受講申請者の希望事項を勘案して、所等の長が定めるものとする。

（受入れ経費等）

第9条 所等の長は、講習生の受入れのための経費（以下「受講料」という。）として、1人当たり講習実日数1日につき500円（消費税相当額を含む。）の金額（講習実日数が5日未満の場合は、5日分の金額）を受講申請者から徴収するものとする。ただし、講習生が農業に従事している者（従事しようとしている者を含む。）である場合又は次に掲げる機関に所属している者である場合には、これを徴収しないことができる。

一 国

二 国立大学法人又は大学共同利用機関法人

三 地方公共団体又は地方独立行政法人

四 独立行政法人

五 大学（短期大学を含む。）

六 法令に基づく公法人（沖縄振興開発金融公庫及び国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に規定する法人（第2号及び第4号に掲げるものを除く。）その他法令に基づき設立される法人をいう。）

七 公益社団法人又は公益財団法人

八 公益を目的とする任意団体

九 所等の長が農研機構の技術の普及等に繋がると認める法人等

2 所等の長は、講習生の講習に当たって、特に高額な費用を要する事案が生じた場合に

は、前項に規定する受講料とは別にその要した費用に相当する金額（以下「追加費用」という。）を受講申請者から徴収することができる。

3 所等に受け入れた講習生が受入れ期間中に必要とする旅費については、受講申請者が負担するものとする。

4 講習生が現地調査等を行う場合において、その現地調査等を指導するため、所等の職員を同行させる場合における当該職員の出張に係る旅費については、受託研究実施規程（13規程第32号）に定めるところにより、受講申請者が負担するものとする。

（経費の納付等）

第10条 受講申請者は、前条第1項の規定により受講料を支払う必要がある場合には、所等が発行する請求書により、遅滞なく、受講料の概算額を納付しなければならない。

2 所等の長は、前条第2項の規定により追加費用を徴収する場合には、受講申請者に対し請求書を発行しなければならない。

（精算）

第11条 所等の長は、講習生の受入れ期間が満了し、又は当該期間の満了前に当該講習生の受入れを中止したときは、遅滞なく、前条第1項の規定により納付を受けた受講料の概算額を精算しなければならない。

（講習生の義務）

第12条 講習生は、農研機構及び技術講習を受講する所等の諸規定を遵守しなければならない。

2 講習生は、受入れ期間中、当該技術講習に係る講習担当者の指示に従わなければならない。

第13条 講習生は、受入れ期間中に農研機構内において知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（受講の停止）

第14条 所等の長は、講習生が前2条の義務を怠ったとき、又は所定の講習を修了する見込みがないと認めるときは、受入れを停止し、又は承認を取り消すことができる。

（事故の補償等）

第15条 講習期間中に起こった事故による負傷等に対する補償等の措置は、受講申請者の責任において行うものとする。

2 講習生の責に帰すべき事由により農研機構が保有する施設又は備品等に損傷を与えた場合には、その損傷に関する原状回復の措置は、受講申請者の責任において行うものとする。

（成果の公表等）

第16条 講習生は、受入れ期間中に得られた情報及び研究成果等を公表しようとする

きは、あらかじめ、受け入れられた所等の長の承認を受けなければならない。

（特許権等）

第 17 条 講習生が、受入れ期間中に得られた研究成果等について発明をしたときは、その発明に係る特許を受ける権利又は特許権は、農研機構に帰属する。

2 前項の規定は、実用新案、意匠及び品種登録に係る育成者権について準用する。

（修了証）

第 18 条 所等の長は、講習生のうち、その技術講習の受入れ期間を終了した者について、修了証を発行することができる。

（技術講習に関する報告）

第 19 条 所等の長は、毎年 4 月 30 日までに、別記様式 3 の例により、前事業年度（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 36 条第 1 項に規定する事業年度をいう。）において行った技術講習に関する総括表を理事長に提出しなければならない。

（実施の細部事項）

第 20 条 この規則に定めるもののほか、技術講習の実施に関し必要な事項は、所等の長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15.10.1 規則程第 23-1 号）

この規則は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16.4.1 規則第 23-2 号）

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18.4.1 規則第 23-3 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19.4.1 規則第 23-4 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20.10.1 規則第 23-5 号）

この規則は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20.12.1 規則第 23-6 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

（公益社団法人等に関する経過措置）

- 2 この規則による改正後の技術講習実施規則第9条第1項第7号に規定する公益社団法人又は公益財団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。

附 則（平成23.4.1 規則第23-7号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27.4.1 規則第23-8号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

技術講習受講申請書

年 月 日

国立研究開発法人

農業・食品産業技術総合研究機構

（ 所 等 の 長 ） 殿

受講申請者

住 所

名 称

氏 名

印

技術講習制度実施規則第 6 条第 1 項の規定に基づき、貴研究所において、下記のとおり技術講習を受講させたいので申請します。

記

1 受講希望者

所 属

氏 名

性 別

2 受講希望事項

3 受講希望研究領域等名及び担当者名

4 受講希望期間及び受講実日数

自 平成 年 月 日 日間

至 平成 年 月 日

5 その他

（ 1 ） 連絡先

（ 2 ） その他

別記様式 2（第 6 条第 1 項第 2 号関係）

履 歴 書

年 月 日

氏 名
性 別

最終学歴
職 歴

学位・資格等

現在従事している研究又は業務の内容（受講希望事項との関連を中心に簡潔に記載）

技術講習実施概要総括表（例）

年度：〇〇〇〇年度

所等名：

番号	受講申請者	講習生の所属	講習生氏名	担当研究 領域等及び 担当者名	講習内容	受入れ期間	受入料	追加費用	受託旅費	合計
1						月 日～ 月 日	千円	千円	千円	千円
2										
3										
4										

（注）A4版横置きとする。